

平成 25 年 4 月 1 日決裁

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 1 月 30 日一部改正

令和 5 年 4 月 21 日全部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民公益活動団体及び事業者（以下「団体等」という。）の専門性及び柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市と協働で行う市民協働・共創事業提案制度（以下「提案制度」という。）を実施することにより、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民公益活動 市民（事業者を含む。）の自発性及び自主性に基づいた活動であって、不特定多数の市民や社会の利益の増進に寄与する非営利活動をいう。ただし、次に該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）にある者若しくは候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(2) 市民公益活動団体 特定非営利活動法人、ボランティアグループ、市民活動団体及び自治会等の市民公益活動を行う団体をいう。

(3) 協働事業 団体等及び市が、互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき取り組む公益的な事業をいう。

(4) この要綱における協働の形態は、次に掲げるものとする。

ア 委託

イ 共催

- ウ 事業協力
- エ 実行委員会
- オ 補助

(提案できる団体等の要件)

第3条 提案事業を提案することができる市民公益活動団体は、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っていること。
 - (2) 団体として、原則5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。
 - (3) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有していること。
 - (4) 適切な会計処理が行われていること。
 - (5) 原則として、市より事業に関する補助金の交付を受けていないこと。
 - (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくは候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体ではないこと。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。
 - (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- 2 提案事業を提案することができる事業者は、前項の規定に加え、次に掲げるいずれの事項にも該当しないものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する市が一般競争入札に参加させることができない者
 - (2) 政令第167条の4第2項の規定により、現に資格停止の処分を受けている者
 - (3) 応募開始の日から採用決定の日までに、阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく、入札参加停止の措置を受けている者

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定を取り消された者又は応募開始の日から採用決定までの間に業務の停止を受けている者
 - (5) 応募開始の日から採用決定の日までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - (6) 応募開始の日から採用決定の日までの間に、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - (7) 国税及び地方税を滞納している者
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、市内に事務所又は活動拠点がない団体等が提案しようとする場合、前2項に規定する要件を満たす団体等と共同提案しなければならない。

（対象となる事業の要件）

第4条 提案制度の対象となる協働事業（以下「協働事業」という。）は次に掲げるいずれの要件も満たす事業とする。

- (1) 団体等が当該事業を企画し、市との協働により実施可能な事業であること。
 - (2) 協働の役割分担が明確かつ適正で、実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
 - (3) 予算の見積り等が適正である事業であること。
 - (4) 阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、協働事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案制度の対象としないものとする。

- (1) 法令、条例等に違反するもの
- (2) 営利を主たる目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの

（協働事業の募集）

第5条 協働事業の募集（以下「募集」という。）は、次に掲げる区分により公

募で行うものとする。

(1) 市民自由提案部門 団体等の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの

(2) 市設定テーマ部門 市が提示したテーマに対して、団体等が具体的な協働事業を提案するもの

2 募集は、原則として市の広報誌及びウェブサイトへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(協働事業の期間)

第6条 提案する事業期間の上限は3年間とし、4年目以降に向けての同一団体による同一事業の再提案は不可とする。

(経費)

第7条 市設定テーマ部門に係る事業経費は、募集を行うテーマごとの委託費を上限とすること。

2 市民自由提案部門に係る事業経費は、事業実施の内容によって次の2種類に分類するものとする。

(1) 委託費

(2) 補助金等

3 前項第2号に規定する補助金等の交付対象経費、交付額、交付率は、別表のとおりとする。

(協働事業の提案)

申込書および企画書について、新規・新展開で様式をまとめ、○で選択してもらうよう変更。

第8条 提案制度に提案しようとする団体等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 阪南市市民協働・共創事業提案申込書 (新規提案・新展開提案) (様式第1号)

(2) 阪南市市民協働・共創事業企画書 (新規提案・新展開提案) (様式第2号)

(3) 団体概要書 (様式第3号)

(4) 定款、規約又は会則その他これらに類するもの

(5) 役員名簿

(6) 団体の経営状況を示す資料

(7) 団体の活動状況を示す資料

(8) その他市長が必要と認める書類

(協働事業の要件確認)

第9条 市長は、前条の規定により提出のあった書類の確認を行う際、第3条及び第4条に規定する要件について確認を行うものとする。

2 市長は、内容に不明な点等がある場合は、当該提案団体及び当該事業の主たる担当課（以下「事業担当課」という。）から意見聴取等を行うことができるものとする。

3 市長は、書類確認の結果、要件を満たしていると認めるときは、阪南市市民協働・共創事業提案制度公開プレゼンテーション（以下、「公開プレゼンテーション」という。）を実施するものとする。ただし、要件を満たしていないと認めるときは、不採択とするものとする。

4 市長は、前項の結果を阪南市市民協働・共創事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）決定通知書（様式第4号）により提案団体に通知するものとする。

（審査）

第10条 阪南市市民協働推進委員会提案審査部会設置要綱（平成25年7月19日決裁）に基づき設置されている阪南市市民協働推進委員会提案制度審査部会（以下「審査部会」という。）は、第9条第3項の規定により実施される公開プレゼンテーションにより協働事業の審査を行うものとする。

2 公開プレゼンテーションには、提案団体と事業担当課が出席して協働事業について説明を行うものとする。

3 公開プレゼンテーションに参加しない提案団体については、辞退したものとみなし、協働事業についても不採択とするものとする。

（選定協議）

第11条 審査部会は、公開プレゼンテーションで説明が行われた協働事業に関し、別に定める選定基準等をもとに、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 成案化に向けた協議の可否

(2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による審査部会の審査は、非公開とする。

3 審査部会は、審査の結果を踏まえて、成案化に向けた協議に進める事業の選定結果等について市長に提言を行うものとする。

（成案化に向けた協議に進める事業の決定等）

第12条 市長は、前条第3項の選定結果等を参考に、成案化に向けた協議の開始の可否について決定し、当該決定の内容を、阪南市市民協働・共創事業

提案制度に基づく成案化協議の開始に関する決定通知書（様式第 5 号）により提案団体に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する成案化に向けた協議の開始を決定する場合において、条件を付することができる。

3 提案団体は、前項に基づき条件を付された協働事業について、当該条件に沿って協働事業を行うことができないと判断した場合には、提案を取り下げることができる。

（成案化に向けた協議）

第 13 条 前条第 1 項の規定により成案化に向けた協議を開始すると決定した提案団体及び事業担当課は、成案化に向け誠実に協議を行い、その内容を市長へ報告するものとする。

2 前条第 2 項の規定により条件が付されている場合は、付された条件を満たし事業の実施が可能な旨の協議結果を市長へ報告するものとする。

（成案化事業の決定）

第 14 条 市長は、前条の規定による報告を確認し、協働により事業を行うことが可能と判断した場合は、阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化事業の決定通知書（様式第 6 号）により提案団体に通知を行うものとする。

2 第 7 条第 2 項第 2 号に規定する経費による協働事業については、1 提案のみを採択するものとする。ただし、事業経費を要さない協働事業については、この限りでない。

（成案化された事業の取扱い）

第 15 条 前条の規定により成案化事業に決定した事業について、その経費が委託費の場合、事業に係る予算要求は事業担当課が行い、予算案が議会において可決承認されたのち、提案団体と事業担当課は委託契約を締結するものとする。

（成案化事業の実施）

第 16 条 阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化事業（以下「成案化事業」という。）の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課が協議して定めるものとする。

（成案化事業の評価）

第 17 条 提案団体及び事業担当課は、毎年成案化事業の成果等を共有するとともに、それぞれが成果等に対する評価を行うものとする。

2 市長は、提案団体及び事業担当課の出席を求めて、公開により成案化事業の報告会を実施することができる。

3 審査部会は、前項の規定による報告会を受けて、成案化事業に対する評価を行い、市長に報告を行うものとする。

(成案化事業の休止、取り下げ)

第18条 事業経費を要しない事業について、提案団体及び事業担当課は、協議のうえ成案化事業を休止若しくは取り下げをすることができるものとし、事業を休止する場合、提案団体はあらかじめ市長に阪南市市民協働・共創事業提案制度における成案化事業休止・取り下げ届出書（様式第7号）により届出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出された内容を確認し、適当と認めるときは、事業休止の承認を行い、提案団体にその旨を通知するものとする。

3 休止の期間は、届出が承認されてから1年間を最大とする。

(情報公開)

第19条 市長は、個人情報に配慮したうえで、次に掲げる事項を市のウェブサイトへの掲載その他市長が適当と認める方法により公開するものとする。

(1) 提出された協働事業の名称、提案団体及び事業概要等

(2) 公開プレゼンテーション審査の結果

(3) 成案化事業の実施状況等

(4) 成案化事業の成果報告等

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとし、補助金の交付に関しては、阪南市補助金等交付規則（平成22年阪南市規則第1号。）に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年1月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。なお、施行日前になされた第14

条第２項に規定する本事業実施に係る成案化事業の実施については、従前の例による。

附 則（令和５年４月２１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第7条関係）

経費項目	対象経費	対象外経費	交付額	交付率
報酬	対象事業に従事した スタッフへの報酬	対象事業に従事しな いスタッフへの報酬	1事業当 たり50 万円（単 年）	10/10
報償費	対象事業にかかる外 部講師等への謝金	対象事業にかかわら ない外部講師等への 謝金		
旅費・ 交通費	対象事業に必要な講 師・ボランティア等 の交通費	対象事業に直接関係 しないもの（団体構 成員の定期券代等）		
消耗品費	対象事業に必要な事 務用品・備品・機材 等	対象事業に直接関係 しない事務用品・備 品・機材等		
印刷費	対象事業のためのチ ラシ・ポスター等の 印刷費	対象事業以外の印刷 費等		
通信 運搬費	対象事業のためのチ ラシ・ポスター等の 送料等	電話代、インターネ ット通信費、会報等 の送料等		
保険料	対象事業の参加者・ ボランティア等の保 険料	対象事業にかかわら ない保険料		
物品 購入費用	備品購入費（補助額 の2割以内）	個人所得となる備品 の購入、修繕費用等		

・「賃金」と「報償費」で類似した記載がありわかりにくかったため、それぞれの記載内容を修正。また「賃金」から「報酬」へ項目名変更。

・「対象事業のボランティア保険料等」とあったのを、ボランティア従事者及び参加者問わず対象とする旨、文言を修正。

従前の（再提案用）から「これまでの事業を見直し、新たな展開を生み出す」というイメージのもと、（新展開提案用）に記載を変更。

阪南市市民協働・共創事業提案申込書（新規提案・新展開（※）提案）

（※ 継続した提案について、これまで実施した事業を見直し、継続実施することで新たな展開を生み出すとして、「新展開提案」と定義しています。）

市との協働事業について、以下のとおり提案します。

■ 事業について
（詳細は、阪南市市民協働・共創事業企画書（様式第 2 号）をご記入ください。）

事業の名称	
提案の区分 (いずれかに○)	・市民自由提案部門 [委託費 / 補助金] ・市設定テーマ部門 [テーマ名:]

■ 団体について（詳細は、団体概要書（様式第 3 号）をご記入ください。）

団体の名称	
団体の所在地	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒
連絡責任者（代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。）	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒

■ 共同提案者について（詳細は団体概要書（様式第 3 号）をご記入ください。）
※共同提案者がいる場合は、ご記入ください。

団体の名称	
団体の所在地	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒

「過去に採択された阪南市市民協働・共創事業について」を「これまで実施した事業について」に修正。

■ これまで実施した事業について (「新展開提案」を選択された場合のみ記入)	
事業名	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ～
担当課	
事業の概要	事業終期の記載を求める。
事業の評価	成果（達成できたこと）：
	課題（達成できなかったこと）：
	課題の解決に向けて（なぜ、継続したいのか）：

企画書と重複するため、
「事業の詳細」項目を削除。

従前までは「改善点」および「課題の解決方法」の記入をお願いしていたが、事業の評価として、これまでの事業で「何が達成できたのか」「何が達成できなかったのか」を踏まえ、そのうえで、「なぜ継続したいと考えるのか」を記入していただくよう変更。

阪南市市民協働・共創事業企画書（新規提案・新展開提案）

提案内容

事業の詳細 前回まで記載のあった「最終年度の目標」について項目削除。 「事業の目的や目標」に集約。	現状と課題 事業の目的（最終的にめざすもの）や目標（事業期間内に達成したいこと） 申請時の予定でいいので、事業終期も記載。
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （※委託費の事業については、最大 3 年間）
対象者 人数 規模 など	
実施経費（予定） （※経費は、いずれかに金額を記載）	A「市民自由提案部門」 〔委託費〕 円 〔補助金〕 円 B「市設定テーマ部門」 〔委託費〕 円
実施内容 ※ 1 できる限り詳細に記入してください。 ※ 2 空白には、団体として、阪南市市民協働・共創事業提案制度に取り組む年数を記入してください。	（1）【ステップ 1（ 年）】※ 2 （2）【ステップ 2（ 年）】※ 2 （3）【ステップ 3（ 年）】※ 2

「●年目」という記載から
「ステップ●」という形に変更。

実施体制	
役割分担	提案団体の担う役割（提案団体は具体的には何をしますか。）
	市の担う役割（市へ求める役割は何ですか。）
協働する 相乗効果・メリット	市：
	----- 団体：
	----- 市民：
PRしたいこと	

事業見積り（事業費の概算）

※記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

< 1 年目実施 >

(収入の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

(支出の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

< 2 年目実施 >

(収入の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

(支出の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

< 3 年目実施 >

(収入の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

(支出の部)

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

■ 事業担当課意見

提案実施上の課題及び実現性	
団体に対する意見	

※「事業担当課意見」については、「仮提出」の際は記入不要ですが、「本提出」の際には、必ず記入が必要です。
事業担当課と協議し、事業担当課が記載した上で、ご提出ください。

团体概要書

団 体 の 名 称		1. 事業者 2. NPO 法人 3. 市民公益活動団体 4. その他		
団体の概要	構 成 員 数	会員数 人	専従職員 人	非専従員 人
		役員数 人	うち有給職員 人	うち有給職員 人
	設 立 年 月	年 月	法 人 年 月	年 月
	活 動 の 目 的			
	主 な 活 動 内 容			
	年 間 事 業 費	直近年度の決算総額 円 内訳		
	事業実績	実 績	年 度	内 容 (事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など)
行 政 と の 協 働 実 績				
上 記 以 外 の 事 業 実 績				

記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

※直近の活動報告書及び収支決算書、定款、規約、会則等を添付すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

阪 南 市 長

阪南市市民協働・共創事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）
決定通知書

貴団体より提案のありました事業につきまして、下記のとおり通知します。

記

提案のあった事業について			
事業の名称		受付日	年 月 日
		整理番号	
提案の区分	□市民自由提案部門		
	□市設定テーマ部門 [テーマ名：		

結果		
☐	公開プレゼンテーションへの参加を決定します。	
☐	以下の理由により、公開プレゼンテーションには進めません。	
理由	☐ 提案できる団体の要件に合致しないため	
	☐ 募集する協働事業の要件に合致しないため	
	☐ その他（理由：)	

年 月 日

様

阪 南 市 長

阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化協議の開始に関する決定通知書

貴団体より提案のありました事業につきまして、下記のとおり通知します。

記

整 理 番 号		団 体 の 名 称	
事 業 の 名 称			
提 案 の 区 分	☐ 市民自由提案部門 ----- ☐ 市設定テーマ部門 〔テーマ名：		

評 価 結 果	☐ 成案化に向けた協議に進める事業に決定します。	
	☐ 成案化に向けた協議に進める事業に、以下の条件を付して決定します。	
		条件
	☐ 残念ながら、成案化に向けた協議に進める事業に該当しません。	
		理由
	備考	

年 月 日

様

阪 南 市 長

阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化事業の決定通知書

貴団体より提案のありました下記の事業につきまして、阪南市市民協働・共創事業提案制度に基づく成案化事業に決定しましたので通知します。

なお、予算が確定後、具体的な実施の内容について、今後協議を行うこととします。

記

整 理 番 号		団 体 の 名 称	
事 業 の 名 称			
提 案 の 区 分	☐ 市民自由提案部門〔 委託費 / 補助金 〕		
	☐ 市設定テーマ部門〔テーマ名：		

様式第 7 号（第 18 条関係）

年 月 日

阪南市長 様

提案団体 所在地
団体名
代表者名

阪南市市民協働・共創事業提案制度における成案化事業休止・取り下げ
届出書

年 月 日付けにて成案化事業の決定通知のあった事業につ
いて、下記のとおり事業を（ 休止 / 取り下げ ）したく届出します。

記

事業の名称	
-------	--

※休止の場合

休止事由	
休止期間	

※取り下げの場合

取り下げ事由	
--------	--